

## ◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2004.10.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

**第30号**視察  
報告

①

**NPO法人神奈川県介護支援専門員協会の視察に参加して**

手稻区支部長(札幌手稻ケアプラン相談センター所長) 小野 シズ子

血暑の中、会長副会長を始め支部長ら6名で神奈川県介護支援専門員協会に視察に訪りました。大きなビルの中でスペースも広く職員も常駐しており、温かく迎えていただきました。そこで、介護支援専門員協会で活躍の瀬戸氏の話を伺うことができ、大変参考になりました。(この方は元行政マン。NPOを立ちあげた人でもあります。)神奈川ではケアマネジメントシステム部会があり評価、改善、研修等の組織化を図っている。しかも、組織運営のための合宿をし意見交換をし御意見番も置き、医療と福祉の連携を図っている。現場のケアマネには、課題意識をもってもらい評価をしつつ、人材の育成につなげる教育プログラムの体系化により、いい循環をつくり、夢をもってもらう姿勢で、熱意をお金にかえていく。年間3000万円の収益をあげており、専任の職員も雇用できている。高め、魂を入れていくと熱っぽく語られました。会員は現在1500名程度。

私としては、①まず、神奈川県協会の活動が活発であること、②ケアマネ業務、そして質の向上の為専門に取り組んでいる専任職員がいること、③きちんと制度化、体系化されていること、④行政とのタイアップがきちんとできていること、⑤専任職員を雇用しても経営が安定していること、⑥行政との連携も強く今後の福祉の動向を見据えて先取りした活動をしていること、などに驚かされました。具体的に申しますと、神奈川県協会としては、ケアマネジメントマニュアル様式集を収録したCD-ROMまで入った本を発刊しており、3000円で販売していました。H15年4月から一定要件が厳しくなり、県協会として書式の形式化を図り、ケアマネ業務が円滑にかつ質の向上がはかられるように工夫している。また、HPを設け、空き情報を瞬時に見られ、アクセス件数も増加している。また、ヘルプデスクを独自事業として取り組んでおり、

夜の5時から9時に週2回ケアマネの相談のコールセンターを開設しており、悩みや疑問、独り言(匿名可)、一人で悩まないよう支援体制をとっている。さらに、ケアマネ手帳を発行し、5つの誓いがあり身分証明書と共に携行している。①人格を尊重する、②公平性と中立性、③ゆるぎない支援、④自己研鑽等を明記しており、基本に立ち返ることができるようになっている。その他、研修の体系化、スキルアップ向上のためのサポート体制の確立などの活動も活発になされている。

行政との連携については、横浜市福祉局がケアマネジャー業務のガイドラインを発行している。これは、新しくケアマネ業務に就く方や少数職場で働く人の不安、自分の業務が正しいのかなどの不安を解消し、具体的な手引きのもとで安心して業務につけるようまたサービスの質の向上を図れる目的で作成されたものだそうです。

基本業務の流れ、基本的な書類、関係機関の一覧、横浜市独自の支援施策の紹介などさまざまな内容を盛り込んだ、わかりやすいガイドラインでした。

さて、札幌のケアマネに思いを起こすと、今の私たちはケアマネジャーとしての制度の理解、実践に精一杯で事業所ごと独自の動きをしている。神奈川県協会の様にNPOとして組織化され常勤の職員が配置され質の向上のために取り組んでくれる体制があると、混沌とする中でも業務に取り組みやすく質の向上も自ずと図られるのではないか。9月より悩みや疑問点をメールで相談する場所ができた。さて、ケアマネ札幌はどんな事業を展開していくべきか…まずは多くの意見を集約しなければならない。

最後に各支部長に横浜市のケアマネ業務のガイドライン、また、NPO法人神奈川県介護支援専門員協会で発行しているケアマネジメントマニュアルがあります。問い合わせてみてください。

札幌市からの  
情報提供

## ご存知ですか?あなたの地域の「ケアマネジメントリーダー」を!

平成14年度からスタートした「札幌市ケアマネジメントリーダー活動支援事業」とは何かについては、昨年の本紙第22号で紹介しましたが、ケアマネジメントリーダー活動が本格的に動き出し、地域では様々な活

動が展開されていますので、各区での取組みの現状と再度本事業の趣旨およびケアマネジメントリーダーの役割などについて紹介いたします。

### 1 ケアマネジメントリーダー活動支援事業とは

ケアマネジャーのケアマネジメントのレベルアップと地域ケア体制の構築を図るためにあたって、介護現場の身近な地域で中心的役割を担う人である「ケアマネジメントリーダー」(以下「リーダー」という)を市町村が支援する事業です。

リーダーとは、介護保険の中で同じケアマネジャーとしてケアマネジメントにかかり、ケアプランを担当している立場でケアマネジャー個々の業務上の悩みなどの相談に応じ、仲間づくりを形成しながらケアマネジャーの資質の向上を高めていく役割を担います。

### 2 ケアマネジメントリーダーの要件

市町村から推薦されたケアマネジャーは、都道府県（札幌市は北海道）が主催するリーダー養成研修を修了して市町村のリーダーとなります。

※札幌市の推薦要件:①市内の居宅介護支援事業所に勤務し、区の介護支援専門員連絡協議会組織の会員であること。②ケアプラン指導研修事業の指導チームメンバーであること。③基幹型在宅介護支援センターの職員であり、地域ケア会議の調整的役割を担当していること。

### 3 各区におけるリーダー活動の実施状況

平成16年度4月～7月までの4か月間の状況

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
情報・知識提供	10	1	0	6	3	1	0	2	11	3	37
個別処遇検討等助言・指導	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
居宅介護支援事業所巡回訪問	0	0	17	14	18	2	0	0	3	4	58
個別支援・指導	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	5
計	10	2	17	22	21	3	0	3	17	7	102

#### 厚別区におけるリーダー活動の取組から

厚別区では、ケアマネジャーの現状を把握するために区内18の居宅介護支援事業所の巡回訪問とアンケート調査を実施しました。アンケート結果から得られたケアマネジャーの声の一部を紹介いたします。

##### 1. 業務上大変だと感じている事

- ・記録、業務量が多くすぎる(業務時間内に仕事が終らず、調整、記録、プランの見直し等に追われて遅くなり、残業が多い。)
- ・兼任(在宅介護支援センター、訪問看護、訪問介護、病院のケースワーカー等との)であること。
- ・サービス担当者会議の開催。特に他事業所、医師の招集。
- ・更新時のケアプランの見直しが大変。
- ・急なサービス利用への対応、ショートステイの空情報の把握などの調整。
- ・1人ケアマネジャーでは代わりの人がいないため、不安がある。利用者数も増やせない。協力体制もない。

##### 2. 利用者との関係、またはケアプランで困難を感じる事

- ・プランの文章表現(主に時間がかかる。目標の捉え方)
- ・ケアマネジャーが必要と感じているニーズでも利用者が必要に思っていない。またその逆。利用者と家族の考え方方に違いがある場合など。
- ・痴呆、独居者への支援。
- ・他事業所のサービスを利用されていると関わりが少なく情報不足になる。
- ・自立支援、介護予防の考え方のケアプランを理解してもらう事。

##### 3. サービス提供事業所等関係機関との連携上、困難を感じている事

- ・連絡を密にとりづらい。
- ・全利用者の担当者会議の開催。
- ・事業所関係では、報告や連絡をしてくれる所とそうでない所がある。
- ・病院関係では、主治医との連絡の取り方、退院を控えたプラン作成時に病院側からの情報不足、連絡調整がスムーズに行えない。
- ・朝のゴミ出しをケアマネ自身が行っていること。

#### 4. ケアマネジメントリーダに望む事

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイス・相談役として定期的に事業所を訪問し指導をしてもらいたい。</li> <li>・ケアマネの精神面を支えてほしい、気づきや元気が得られればと思う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな意味で資質向上、支援体制の強化を研修等でしてほしい。</li> <li>・ケアマネがよりよく働くため、地域で働く代弁者になってほしい。</li> </ul> |
|--|---|

#### 清田区におけるリーダー活動の取組から

清田区では、区内全居宅介護支援事業所を全市の中でもいち早く巡回訪問に取組みました。15年7月から9月まで3か月間にわたる事業所訪問の中から明らかになったケアマネジャーの実情を紹介します。

1. 一人ケアマネ事業所の場合	日常的に他のケアマネジャーとの情報・意見交換を図ことができないため、互いに刺激しあいながらの資質向上が図れない。 また新規開設事業所において経験もなく初めてケアマネ実務に一人で配置された場合、相談者もなくかなり困難を極めている。
2. 複数ケアマネ事業所の場合	ケースカンファレンスが日常的・経験的に行われている場合は主任的存在があり、スーパービジョンが実施されている。しかし事業所によっては、ケアマネジャー間で事例検討の構築があまりなされておらず、結局は一人ケアマネと同様の課題を抱えている。
3. 担当利用者数	受持ちは15名程度から100名以上様々であった。医療機関系では本来の治療部門の補足的役割や効果的活用を目的に位置づけていることから居宅介護支援事業所自体に営利追及を求めておらず、担当数も少なめだった。一方社会福祉法人が母体の場合、積極的に利用者を確保する方向性から担当数が多くなる傾向が見られた。
4. 在宅介護支援センターとの連携について	在宅介護支援センターが同法人内の場合は、位置づけや役割分担等で連携が図られているが、別法人の場合はセンターの役割や存在意味もわかつていない事業所もあり、十分な連携はなされていなかった。
5. サービス未利用者について	要介護認定を受けながらサービス未利用者は、ケアマネジャーの担当者の約2・3割にのぼっているが、十分な支援やフォローがされていなかった。
6. 15年度からの介護報酬改訂について	改訂内容は当然実施するべきことではあるが、記録という事務処理が明確に位置づけられることにより業務量がかなり増加している。
7. 短期入所施設について	どこの事業所も絶対量の不足、情報収集・公開の必要性を強く感じている。
8. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「過労死もできない」と業務のつらさを訴えていた。</li> <li>・「どうして月1回利用者の自宅を訪問しなければいけないのか」という質問するケアマネがいる。</li> <li>・元気の出るような研修を開催してほしい。</li> </ul>

#### 南区におけるリーダー活動の取組から

南区では、管内の居宅介護支援事業所に共通する課題を明らかにしていく観点から巡回訪問を実施した結果、「今後の課題」として以下の提起がなされました。

1. ケアマネジャー同士の連携を図り、ケアプラン受入時等情報交換が必要である。
2. サービス担当者会議の開催している事業所は全体の半数であり、今後の開催に向けて内容・場所・時間等実施方法について検討が必要である。

3. モニタリングの内容や記録等の不十分さから不安を感じている事業所が多く、今後の検討が必要である。
4. ケアプランの提示については、特に医療機関への提示が少なく、主治医との医療情報等連携を図る上で検討が必要である。
5. 生活保護受給者の場合、ケアワーカーのケアマネジャーに委ねる傾向があることから、双方の役割分担を明確にしていく必要がある。

このように、リーダーによる居宅介護支援事業所の巡回相談や情報提供、事例の相談対応など徐々ではありますか、地域内で活動が拡がって来ています。業務上の悩みや行詰っている問題がありましたら、一人で抱え込みます、事務局になっている各区の基幹型在宅介護支援センターへ連絡して有効に活用してください。

視察  
報告

(2)

# NPO法人メイアイヘルプユーを視察して

清田区支部長(介護相談センターきよた) 広岡 篤美

7月21、22日の2日間、神奈川県・東京都の先進地視察に参加しました。初日は、かながわ福祉サービス振興会、神奈川県介護支援専門員協会を2日目はNPO法人メイアイヘルプユーの視察をしました。

私は、2日目のNPO法人メイアイヘルプユーの報告をさせていただきます。

NPO法人メイアイヘルプユーは①「サービスの第三者評価」を実施し、その結果に基づいたサービス提供に関する情報を市民に公開することを前提に「サービス利用者の意志による適切なサービスの選択」に寄与すること、②第三者評価の結果をサービス事業者にフィードバックし「サービスの質の向上」を支援することを目的に平成12年2月1日に設立され、これまで約70事業所の評価を行っているそうです。

第三者評価とは、「サービス事業者がサービスの質の向上のため、自らの選択で活用し、評価結果を自らの判断で様々な方法により情報開示するもの」で、サービス事業者の主体性をもとに任意で活用されるものでした。しかし、平成15年度に厚労省の老健局に「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」、社会・援護局に「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」という研究会が設置され、老健局では委員会の目的を「情報開示の標準化」と位置付けていることから、外部評価が「公の関与」「義務化」に向かって動き出したといえるようです。

NPO法人メイアイヘルプユー代表の新津ふみ子さんは、両方の委員会に委員として参加されており、これまでの経緯や今後の動向についてお話を聞かせていただくことができました。

第三者評価とのちがいは、第三者評価がサービス事業者に関しては受審希望者のみが対象で全事業者が対象ではないこと、結果についての情報開示もサービス事業者の承諾を必要とする任意であること、評価基準も評価機関によって異なっているため、結果の比較が困難であり、利用者がサービス事業所を選択する情報として活用するには一定の限界があることがあげられます。

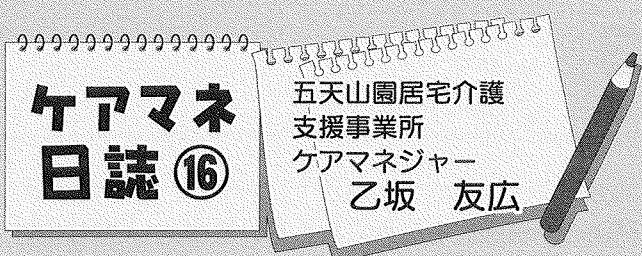
これに対して「情報開示の標準化」では、全てのサービ

ス事業者を対象とし、利用者がサービス事業者を選択するにあたっての適切な情報を提供することを目指しています。サービス事業者が現に行っている事柄を前提にして、第三者が客観的事実に基づいて確認をし、その結果の全てを定期的に開示することで、利用者にとっては、サービスを選択するときのわかり易い情報として、サービス事業者にとっては、自らのサービスを点検することで、事業者自身によるサービスの質の改善への取り組みが促進されることで介護サービス全体の質の向上を目指すことを目的としています。

調査項目は、事業者が自ら記入する、法人名、営業時間、職員数とその内訳、従業員数の増減、利用者の状況、サービス内容と利用者負担の内容、財務内容などを含む「基本情報項目」と、調査員がチェックする、サービス内容・水準の確保に関する項目とサービスの質を確保するための組織・運営に関する「調査情報項目」の2種類があり、「調査情報項目」の設定は、調査員の主観で判定するものではなく、客観的判定材料により事実を確認するものとされ、訪問調査にあたっては、改善指導や経営指導は行わないこととされています。

今年度から全国の7都道府県でモデル事業が開始され、年1回の義務として平成18年度の正式な実施が予定されているそうです。しかし、実施主体が都道府県になるか、実際にどのような機関が担当するのか、調査員は誰か、研修、費用、開示方法はどうするのかなど、実施に関することについての検討は今後の課題で、全体像はまだ見えておらず、利用者のサービス選択に資するためにには、かなりの検討が必要ではないかとのことで、私たちも、これらの動きに注目して行く必要があると話されました。

今回の視察は、介護保険制度やサービスの最前線で活躍する方や機関で話を伺うことができ、とても貴重な時間を過ごすことができました。ただ、中央での動きを身近で感じることができた反面、自分自身の情報の少なさや情報収集能力の低さを痛感しました。今後は今回の視察で得た情報を、何らかの形で皆さんに報告していくと考えています。



"ポジティブケアプラン"という言葉を良く耳にするようになった。私は、制度施行前にケアマネジャー資格を取得したので、聞きなれない言葉だった。

色々な所に話を聞いても、「～したい」とか「～なりたい」という風に表現を変える?といった回答で、自分自身でも違和感を抱えたまま、時間が経過した。

もともと、「～できないので～したい」という二つの表現方法だったので、印象としては、「180度違う表現に変える事なのか?」という混乱を来たしたもの事実でした。

その様な中で、先日「自立に資する介護サービス計画に係る…」なる研修会に出る機会があり、そこでICFとケアマネジメントについての講義を受ける事ができた。

ICFについては、皆様の所にも何らかの資料はあると思うのでここでは触れませんが自分の中で、もやもやしていたものが若干整理できたような気がしました。

それと、たまたま異職種のケアマネジャー同士で「アセスメント」について話をする機会もあり、そこでも自分の未熟さにショックを受けました。(3日程度ですが。)

"ポジティブケアプラン"を立てる前に、自分自身も"ポジティブケアマネ"にならないといけない!と色々悩んだ結果、もやもやしているのは自分が忙しさにからめて学習することをさぼっていたのだ…という事実に直面しました。そこからが出発点となり、私の担当している利用者の方には心の中で頭を下げつつ、仕事に取り組む事としました。自分の中では「8月の自分と今の自分はかなり違う…」と勝手に思い込みながら。早速取り組んだのは、

①アセスメントの徹底、②サービス担当者会議に本人や家族にできるだけ参加していただく事でした。①は現在担当しているケースの不足している情報を中心に整理している。②は、実はとても重要な事なのに、私の中でも勝手に通過していく、開催する殆どの担当者会議はスタッフ間のみで行われていたのが現状でした。ケアプランを前に本人を囲んで担当者が打合せをして行く事に抵抗がある自分がいたが、ICFの考え方方に沿って行くと、「本人が入らない事の方が不自然」という事を感じた。

2ヶ月前に突然入院(内科疾患)して、安静によりADLが低下した方がいます。主介護者も仕事を持つており、自宅での介護が充分には出来ない状況で、入院前までは室内を何とか移動していたのに、起き上がる事さえ出来なくなっていました。そんな中、退院と同時に関係スタッフに声をかけ、担当者会議を開催。その場には、本人と副介護者にも参加していただき、本人の意向を聞きながら介護計画を確認しました。今まで「～できないので困る」という事で「出来ないことを代わりにしてもらう…」という考えだったのが、「主体的に取り組み出来るよう支援する」になり、出来ることを確認するために、関係者にも協力を依頼して専門的な視点でのアセスメントを行い、より自立に向けて取り組んで行く事としました。

ケアマネジャーとサービス提供している専門職の間には、社交辞令的なよそよそしい関係が多いと思いますが、「自立支援に向けて…」と考えて行くと、積極的な意見の交換をケアマネジャー自らが求めて行く姿勢はとても大切だと感じました。時にへこむ時もあるのですが、時間がたつとよろこびに変わつて行きます。

"自立"の考え方方はとても難しいですが、本人と一緒に考えて行くとケアマネジャー自身の気持ちも楽になります。こんな事を日々考えて本日も訪問三昧です。

# 区支部の活動紹介③

## 厚別区支部

厚別区支部の定例会は、毎月第2火曜日の18時30分からと決まっています。皆職場からまっすぐくるので、間にあわず開始時は空席が多い会場も、その後バタバタと駆け込んでくる会員多数で終了時には、ほぼ満席という状況です。中には制服のまま参加している会員もいて、「会が終わったら又戻って仕事?」なんて勝手に想像しながらも、毎回参加者の熱心さに頭の下がる思いです。

会の目的は「会員間の親睦と連携」と「資質の向上」である事は言うまでもありません。只、昨今はケアマネジャーを取り巻く環境がますます厳しくなり、多方面からのプレッシャーも相当大きく感じられ、いろいろな情報が飛び交ったりしています。そのたびに、「自分のやっている事ではダメなのだろうか」と気持ちが揺らぎ、不安に思ってしまうのが多くのケアマネジャーの現状だと思います。厚別区支部では、個々のケアマネジャーが自信を持って、イキイキと活動できるため少しでも役に立つ会でありたいと考えています。支部の定例会は、毎月20人から30人程の会員が参加し、

講演と事例検討を交互に行っています。少人数なので大きな会では、質問できない事も意外とすんなり講師に聞けたり、ああでもないこうでもないと語り合い、帰る頃には皆少しそっかりした表情になる会です。又、ほっと一息を合言葉に「あづ<sup>2</sup>ケアネット」という機関紙を年2回発行しています。例会風景や、新事業所紹介の他、会員からの投稿によるケアマネ川柳も掲載していますが、思わずそうだなーと共感してしまうものばかりです。

9月は市民対象の企画をしているため、定例会はお休みですが、10月には「ポジティブケアプラン」について講演を行います。もうスッキリしている会員も、今一つスッキリしていない会員も全員集合しありに学びあいたいと思います。

厚別区支部は会員皆で作ってきた会です。これからも皆の力で育てていきたいと考えています。

(義達記)

## 豊平区支部

豊平区は、定例会を原則として第2木曜日18時30分から豊平区民センターで行っています。発足以来、月1回行っています。毎月だいたい同じ週の同じ曜日に、そこに来ればやっていて、一緒に勉強できて、交流できるという身近な場を目指してきました。

豊平区の場合、在宅ケア連絡会の活動が盛んで困難事例の検討など難しい問題が積極的に討議されていましたので、ケアマネ連絡協議会では気楽で幅広い内容で定例会を行ってきました。今までの内容としては、制度のこと、高齢者に多い疾患、痴呆のこと、地域のサービス、ボランティアのこと、担当者会議、福祉用具、車輿、住宅改修など様々で、時には自衛隊を呼んで災害時の支援について聞いたり、弁護士を呼んで介護保険について違った立場から話してもらったこともあります。ケアマネジャーの仕事に関連したテーマは本当に広いものです。

これからも、できるだけ皆様の役に立つ内容で幅広

い研修会を企画したいと思います。今後の予定としては、6月に行った「札幌デイケアセンター 中野氏の面接技術」の研修が好評で、ケアマネジメントの基本として重要ではないかということで複数回の実施を検討しています。その他「診療情報書の取り扱い」「実地指導について」「困り事を自由に話しましょう(ディスカッション)」等を予定しています。ディスカッションの時は参加者が少ないですが、他の職場のやり方、悩みなどがわかり、お互いの理解を深められ良い研修会だったと思うことがあります。定例会の予定は、タイムリーな話題は変化するということもあり、少しづつ決めています。時々アンケートをとらせていただいていますが、そのときだけでなくとも、こういう話が聞きたいとかこの人の話が聞きたいなどありましたら教えていただきたいと思います。

(熊谷記)

## ○研修情報○

**「ケアマネジメント基礎講座」**

**《目的》**これからケアマネ業務に就こうと考えている方やケアマネ業務について1年未満の方を対象にケアマネジャーの基礎知識、技術を学び、資質向上を図るために標記講座を開催いたします。

**《主 催》**札幌市介護支援専門員連絡協議会

**《日 時》**平成16年10月30日(土) 10時30分～16時

**《会 場》**札幌市社会福祉総合センター視聴覚室(4階)  
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

**《参加対象》**本会会員でこれからケアマネ業務をする予定の方、ケアマネ業務について1年未満の方

**《定 員》**50名(先着順)

**《参加費》**1,000円

**《内 容》**10:00～10:30 受付

10:30～12:00 講義①

「ケアマネジャーの業務と役割について」

札幌市保健福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長 葛西 正枝氏

12:00～13:00 お昼休み

13:00～14:30 講義②

「アセスメント、担当者会議、モニタリングの方法について」

愛全会総合相談窓口ケアプランセンター介護支援専門員 田井 康博氏

14:30～16:00 講義③

「ケアプラン作成と給付管理の実際について」

札幌厚別ケアプラン相談センター所長 齊藤 潤子氏

**《申込方法》**

10月22日(金)までに同封の申込用紙によりFAX等にて申し込み下さい。

**《申込・問い合わせ先》**

札幌市社会福祉協議会地域ケア係【担当 柏・東井】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

☎612-6110 FAX613-5486

**「成年後見シンポジウム・相談会」**

**《目的》**成年後見制度がスタートし、4年半が過ぎました。そこで、成年後見制度の現状を踏まえ、課題を明らかにすると共に展望を見いだすことを目的に、成年後見シンポジウム・相談会を開催いたします。振るってご参加下さい。

**《催》**成年後見センター・リーガルサポート札幌支部

北海道社会福祉士会 権利擁護センターはあとなあ北海道

**《日 時》**平成16年11月11日(木) 13時30分～16時

**《会 場》**札幌市社会福祉総合センター大研修室・特別会議室(4階)

(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

**《参加対象》**医療、保健、福祉の仕事に従事していて、成年後見制度に関心のある方

**《定 員》**300名(先着順)

**《参加費》**無料

**《内 容》**13:00～13:30 受付

13:30～15:30 シンポジウム

「福祉専門家、法律専門家から見た成年後見制度の現状・課題・展望」

司会

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長 石川 學氏

シンポジスト

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長 伊部 憲幸氏

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員 佐藤 智士氏

権利擁護センターはあとなあ北海道運営委員 細谷 義江氏

権利擁護センターはあとなあ北海道運営委員 高田 浩司氏

15:30～16:00 相談会

**《申込方法》**

11月5日(金)までに同封の申込用紙によりFAX等にて申し込み下さい。

**《申込・問い合わせ先》**

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部

札幌市中央区大通西13丁目 札幌司法書士会館内

☎280-7078 FAX280-7078

**「研究大会兼設立5周年記念大会」**

**《目的》**会員の資質向上を図り、会員相互の交流を深めるため研究大会、それと併せて設立5周年記念大会を開催いたします。

**《主 催》**札幌市介護支援専門員連絡協議会

**《日 時》**平成16年12月4日(土) 13時30分～16時

**《会 場》**札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)  
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

**《参加対象》**札幌市介護支援専門員連絡協議会の会員。

**《定 員》**300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

**《参加費》**会員 1,000円(当日、受付で頂きます。)

**《内 容》**13:00～13:30 受付

13:30～13:40 挨拶

札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 奥田 龍人

13:40～15:10 記念講演「今後の介護保険制度とケアマネジャー」  
NPO法人神奈川県介護支援専門員協会理事長 齊藤 学氏  
(全国介護支援専門員連絡協議会副会長)

15:10～15:20 休憩

15:20～15:40 研究発表①

「ケアマネジメントに関する在宅介護支援センターとの連携・活用に関する一考察」  
清幌園居宅介護支援事業所介護支援専門員 鈴木 敦子氏

15:40～16:00 研究発表②

「介護支援専門員業務に関する一考察  
～業務分析からみた役割・課題を通して～」  
西円山病院在宅ケアセンター介護支援専門員 笠原 礼奈氏

**《申込方法》**

同封の申込用紙を11月26日(金)までに送付して下さい。(FAX可)

**《申込・問い合わせ先》**

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部【担当 柏・東井】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

☎612-6110 FAX613-5486

**2004年度日本介護福祉学会 北海道地区公開講座**

**《テーマ》**介護福祉専門職のアイデンティティ…高齢者の虐待にどう対応するか

**《日 時》**平成16年11月13日(土) 12時45分～17時(受付12時～)

**《会 場》**北海道浅井学園大学北方圏学術情報センターポルトホール  
(札幌市中央区南1条西22丁目1番1号)

**《参加費》**資料代 一般1,000円 学生500円

**《内 容》**記念講演

日本介護福祉学会理事 神奈川県立保健福祉大学教授 太田 貞司氏

基調講演「人間としての誇りをもちつづけるために」

日本大学文理学部教授 日本高齢者虐待防止学会理事長 田中 莊司氏

シンポジウム

「介護福祉専門職のアイデンティティ…高齢者の虐待にどう対応するか」

シンポジスト

北海道新聞生活部記者 石原 宏治氏

函館ばけ老人を支える会会長 天明 安枝氏

小平町立知的障がい者授産施設ほつすてつぶ施設長 大澤 邦昭氏

北海道知的障がい者施設協会人権擁護委員会委員長 米澤 洋子氏

北海道介護福祉士会会長

助言者 日本大学文理学部教授 日本高齢者虐待防止学会理事長 田中 莊司氏

コーディネーター 北海道浅井学園大学講師

梶 晴美氏

**《申込方法》**

同封の申込書を下記事務局にFAXで送付下さい。

**《申込・問い合わせ先》**

日本介護福祉学会北海道地区公開講座事務局

北海道浅井学園大学人間福祉学部(公開講座事務局 本間美幸)

〒069-8511 江別市文京台23番地

☎387-3693 共同研究室 FAX387-3692

## 掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

### 中央区支部定例会

日 時▶10月18日(月)18時~《※》  
 会 場▶札幌市社会福祉総合センター  
 テーマ▶区民向け講座「上手に利用しましょう。介護保険～マイケアプランをつくってみましょう～」  
 講 師▶NPO法人シーズネット理事長 岩見 太市 氏  
 問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 281-6113

### 北区支部定例会

日 時▶①10月20日(水)18時30分~20時《※》  
 ②11月17日(水)18時30分~20時《※》  
 会 場▶北区民センター  
 テーマ▶①生活保護制度について  
 ②地域福祉権利擁護事業と成年後見制度  
 問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 757-6113

### 東区支部定例会

日 時▶11月18日(木)18時30分~《※》  
 会 場▶東区民センター  
 テーマ▶プロフェッショナルな面接援助技術  
 講 師▶北星学園大学社会福祉学部助教授 高橋 学 氏  
 問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 741-6401

### 白石区支部定例会

日 時▶11月6日(土)13時30分~15時30分《※》  
 会 場▶札幌コンベンションセンター  
 テーマ▶区民向け講演会「あれ、ぼけたかな…そのとき家族は? -痴呆の精神医学的側面と家族対応-」、脳を活性化させる運動、個別相談会  
 講 師▶札幌こころのセンター所長 築島 健 氏  
 問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 861-6116

### 厚別区支部定例会

日 時▶①10月12日(火)18時30分~20時30分《※》  
 ②11月 9日(火)18時30分~20時30分《※》  
 会 場▶厚別区民センター  
 テーマ▶①ICFとポジティブケアプラン②事例検討  
 講 師▶①北海道総合研究調査会常務理事・企画室長 五十嵐 智嘉子 氏  
 問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 895-6101

### 豊平区支部定例会

日 時▶①10月14日(木)18時30分~20時《※》  
 ②11月11日(木)18時30分~20時《※》  
 会 場▶豊平区民センター  
 テーマ▶①実地指導について②未定  
 講 師▶①石狩保健福祉事務所社会福祉課主査 小川 仁 氏  
 問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 815-6108

### 清田区支部定例会

日 時▶11月17日(水)18時30分~《※》  
 会 場▶清田総合庁舎  
 テーマ▶研修会  
 問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 885-6109

### 南区支部定例会

日 時▶①11月 9日(火)18時30分~《※》  
 ②11月13日(土)10時~12時30分《※》  
 会 場▶①南区民センター②コープさっぽろソシア本館  
 テーマ▶①未 定  
 ②区民向けイベント  
 「明るい老後の情報広場～施設見学と相談コーナー～」  
 問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 582-6104

### 西区支部定例会

日 時▶11月18日(木)18時30分~20時30分《※》  
 会 場▶西区民センター  
 テーマ▶入居型サービスについて  
 問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 614-6105

### 手稲区支部定例会

日 時▶10月13日(水)18時30分~20時《※》  
 会 場▶手稲区民センター  
 テーマ▶みんなで考えよう訪問介護  
 講 師▶札幌市保健福祉局介護保険課事業運営係長 小山 雅司 氏  
 札幌市保健福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長 葛西 正枝 氏  
 ※事前申込が必要になります。  
 問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター  
 ☎ 695-6113

## 「ケアメール相談室」の開設!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことできいてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。Eメールアドレスは、「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」です。相談の対応は、奥田会長(制度担当)、斎藤副会長(居宅担当)、松本監事(施設担当)がそれぞれ担当します。お気軽にご相談下さい。